

令和4年9月

お客さま 各位

当座勘定規定の改定について

平素より格別のご愛顧とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、全国銀行協会では、令和4年11月に現在の手形交換所に代わる「電子交換所」の設立を決定しており、当金庫は「電子交換所」参加に向けて準備を進めております。

つきましては、電子交換所への移行に伴い、手形・小切手の取扱いが変更となることから、当座勘定規定を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 改定対象

当座勘定規定

3. 改正内容

上記2改定対象の「当座勘定規定」における「手形、小切手の支払い」、「印鑑照合等」、「個人情報センターへの登録」、「個人情報センターおよびその加盟会員への個人情報の提供、利用」の条項および「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」について改定いたします。

- ・ [改定後の当座勘定規定](#)
- ・ [当座勘定規定新旧対照表](#)

以上

